

日本薬科大学受託研究取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本薬科大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における受託研究とは、本学が「民間団体等（以下「委託者」という。）から委託を受けて行う調査、研究、試験等をいう。また、当該受託研究において委託者が負担する諸経費を「受託研究費」という。

(受託研究受入れの心得)

第 3 条 受託研究は、その目的及び内容が本学の教育研究上有意義なものでなければならない。

- 2 受託研究は、本学の教育研究業務に支障がないものでなければならぬ。
- 3 本学において受託研究を行なう者は、本学の名誉をかけ全責任をもってこれを処理しなければならない。

(委託の申込み)

第 4 条 委託者は、「研究委託申請書」（別紙第 1）を作成し、学長に申請しなければならない。

- 2 受託研究者（複数の場合は代表者）は、「受託研究概要」（別紙第 2）を作成し、「研究委託申請書」に添付して学長の承認を得なければならない。

(受入条件)

第 5 条 受託研究の受入条件は、次のとおりとする。

- (1) 委託者は、原則として受託研究費の全額を定められた納付期間までに振込手数料委託者負担で本学の指定する銀行口座（別紙第 3）に振り込むこと。
- (2) 委託者は、受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）の締結後に受託研究を一方的に中止しないこと。
- (3) 本学のやむ得ない事由により、受託研究を中止、又は受託研究期間を延期せざるを得ない事態等が発生しても本学はその責を負わないこと。
- (4) 受託研究費により取得した設備等は、本学と委託者との間に別段の合意がある場合を除き、本学の所有とすること。
- (5) 委託者が受託研究のため物品を提供する場合、搬入、据付、撤去、メンテナンス及び搬出等に要する経費は、委託者が負担すること。
- (6) 受託研究を完了、又は中止したとき本学は、その時点の状態で提供された物品を委託者に返還できること。

(7) 委託者から提供を受けた物品の故障、不具合等に起因して本学が損害を被った場合、委託者は、これを賠償すること。

(8) 学長は、委託者が受託研究費を納付しない場合、又は契約に違反した場合は、契約を解除できること。

(受託研究の受入れ決定)

第 6 条 学長は、受入れ条件を満たしており本学の教育研究に有意義で、かつ、支障が生じないと判断される場合、受託研究の受入れを決定できるものとする。

(契 約)

第 7 条 学長は、受託研究の受入れを決定した際は、速やかに委託者と文部科学省通知（14文科高第26号平成14年4月4日）に基づき、受託研究契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。

2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び内容
- (3) 研究担当者
- (4) 研究に要する経費
- (5) 研究期間
- (6) 知的所有権の取扱い
- (7) 研究成果の公開
- (8) その他研究の実施に関し必要な事項

3 契約を変更し、又は更新しようとする場合は、第4条を準用する。

(受託研究期間)

第 8 条 受託研究の期間は、1年以内を原則とする。ただし、特に必要のある場合は、改めて契約を更新することができる。

(受託研究費)

第 9 条 受託研究費は、次に掲げる経費の合計とする。

謝金、研究支援者等の人物費、設備費、消耗品等の受託研究の遂行に直接必要な経費に相当する額

(管理費)

第 10 条 受託研究費の10%を管理費として徴収する。

2 管理費の使用については「日本薬科大学における公的研究費等に係る 間接経費使用のガイドライン」を準用するものとする。

(会計処理)

第 11 条 交付された受託研究費は、収支簿をもって本学研究機関代表者が管理するものとする。

2 受託研究費支出時の領収書は必ず受け取り、収支簿と照合の上、受託研究終了年

度末まで保管しなければならない。

- 3 収支簿は、各年度末をもって締め、前項の証憑書類を添付して、業務グループに提出しなければならない。
- 4 給与、報酬等の個人の役務対価として受託研究費を支出する場合は、埼玉法人事務局経理課及び事務長の指導を受けなければならない。
- 5 埼玉法人事務局経理課は、9月末及び年度末、交付された受託研究費が適切に処理されているかを監査しなければならない。
- 6 その他の事項は公的研究費の取扱いに準ずるものとする。

(受託研究報告)

第 12 条 研究者は、受託研究終了後、速やかに委託者に研究成果を報告するとともに、所定の「受託研究報告書」(別紙第4)を学長に提出しなければならない。

(知的所有権の帰属)

第 13 条 受託研究で得た特許又は実用新案権その他これらに準ずる権利の帰属は、本学と委託者が協議のうえ決定するものとする。

(所管等)

第 14 条 受託の研究内容及び要領等に関する管理は受託研究者が、庶務事項は業務グループが所管する。なお、経理については埼玉法人事務局経理課の支援・協力を受ける。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

別紙第 1

平成 年 月 日

日本薬科大学 学長 殿

研究委託申請書

委託者

所 属
職 名
氏 名

印

日本薬科大学受託研究取扱規程第4条の規定に基づき、研究委託を申請します。

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 受託研究者

4 研究期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 研究費（管理費及び消費税含む）

6 その他

平成 年 月 日

日本薬科大学 学長 殿

受 託 研 究 概 要

受託研究代表者

学科・分野

職 名

氏 名

印

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 委託者

4 研究期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 エフォート

6 研究に使用する教室・設備・機器・劇毒薬物 等

7 その他

{受託研究者が複数いる場合は、その者の所属（学科・分野）、職名、氏名}

別紙第3

平成 年 月 日

委 託 者
所 属
職 名
氏 殿

日本薬科大学
学長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇と日本薬科大学で締結した受託研究契約に基づく
受託研究費 円の振込先を下記のとおりに指定いたします。

記

「指定銀行口座」

名 義：

口座番号：

平成 年 月 日

日本薬科大学 学長 殿

受 託 研 究 報 告 書

受託研究代表者

学科・分野

職 名

氏 名

印

1 研究題目

2 研究期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 委託者

4 知的所有権の帰属

5 研究内容及び成果

6 その他